

[17] 哲学論文集表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/1397669>

出版情報：哲学論文集. 17, 1981-09-20. 九州大学哲学会
バージョン：
権利関係：

九州大学哲学学会会則

- 第一条 本会は九州大学哲学会と称する。
- 第二条 本会は会員相互間の研究交流並びに親睦を図ることを目的とする。本会の事務所は福岡市東区箱崎、九州大学文学部内におく。
- 第三条 本会の会員は正会員・特別会員及び名誉会員とする。
- 第四条 一、正会員となることが出来る者は次の者とする。
九州大学文学部哲学・倫理学教官
九州大学教養部哲学科教官
九州大学文学部哲学哲学史・倫理学専攻学生・卒業生及び研究生
九州大学大学院文学研究科哲学・西洋哲学史・倫理学専攻学生及び学生たりし者その他委員会が適当と認めた者
- 二、特別会員は前項教官のうち教授・助教授及び専任講師を退職した者とする。
- 三、名誉会員は本会で適当と認められた者の事業を行う。
- 第五条 一、毎年一回大会の開催
二、会誌等の刊行

- 三、研究資料の蒐集及び交換
- 四、国内の関係学術団体との連絡
- 五、研究会、講演会等の開催
- 六、その他、本会の目的を達成する為に必要な事業
- 第六条 本会に次の役員をおく。
- 一、委員 若干名（内委員長一名、常任委員若干名）
- 二、会計監査 二名
- 三、幹事 一若千名
- 第七条 総会は年一回定期的に開き、その他必要あれば委員会の決議によって臨時に開くことが出来る。
- 第八条 委員は正会員相互の互選によって選び、任期は二年とする。但し重任を妨げない。
- 第九条 委員会は本会の事業の運営にあたり、幹事を依嘱し、その他必要な場合は専門役員を依嘱する。
- 第十条 委員の互選により、常任委員若干名をおく。
- 第十一条 委員の互選により委員長一名をおく。
- 第十二条 委員長は本会を代表し、委員会を招集し、委員会にはかつて総会を招集する。
- 第十三条 正会員の互選により、会計監査二名をおく。会計報告は総会において行う。
- 第十四条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入による。
- 第十五条 正会員は所定の会費を納めるものとする。
- 第十六条 会計年度は毎年九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。
- 第十七条 本会則の変更は総会の決議による。

※付則

- 一、本会に入会及び脱会を希望する者は書面をもって委員会に申し出、その承認を得なければならぬ。
- 二、本改正会則は昭和四十五年九月二十七日から之を施行する。

編集委員

稲垣良典
増永洋三
松永雄二
山崎庸佑